

抗 議 文

内閣総理大臣 石 破 茂 殿

外務大臣 岩 屋 毅 殿

国連の女性差別撤廃委員会は、昨年 10 月、日本の女性政策に関する最終見解として、皇位を男系男子に限る皇室典範について、女性差別撤廃条約と相容れないとして日本政府に対し改正を勧告しました。

本年 1 月 29 日の記者会見において、北村外務報道官は、日本政府が、同月 27 日、女性差別撤廃委員会の勧告に対して、以下のとおり抗議したと述べました。

- 皇位につく資格は基本的人権に含まれていないことから、皇室典範において皇位継承資格が男系男子に限定されていることは、女性差別撤廃条約にいうところの「女性に対する差別」には該当しない。
- 皇位承継の在り方は、国家の基本に関わる事項であるから、女性差別撤廃委員会において皇室典範を取り上げることは適当でない。皇位承継に関する規律は受け入れられず、皇室典範の改正勧告は削除されるべきである。

さらに、北村報道官は、今般の事案を踏まえ、女性差別撤廃委員会に対し、日本政府として以下の二つの措置を講じる旨を伝達したと述べました。

- 国連人権高等弁務官事務所に対して毎年拠出している任意拠出金の使途から女性差別撤廃委員会を除外する。
- 本年度に予定していた、同委員会の委員の訪日プログラムの実施を見合わせる。

私たちは、以下に詳述するとおり、上述の日本政府の女性差別撤廃委員会に対する抗議及び措置に反対し、これらの撤回を求めます。

国連憲章前文は、国連の目的を以下のとおり定めています。

「われら連合国の人民は、われらの一生のうち二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女

及び大小各国の同権とに関する信念を改めて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること、

並びに、このために、寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、

これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。」

そして、国連の下に設置された諸委員会は、各加盟国に対して、これらの目的の実現のために不備な点の改善を勧告し、各加盟国はこれに従って改善を行うことによつて進歩を遂げてきました。

国連中心主義は、日本の外交の基本原則です。それにもかかわらず、今回の日本政府の女性差別撤回委員会に対する抗議及び措置は、国連の「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念」に反するものです。私たちは、日本政府が国連憲章の目的を再確認し、それを尊重することを切に願うものであります。

私たちが今回の日本政府の女性差別撤回委員会に対する抗議及び措置は撤回されるべきであるとする理由を、以下に述べます。

- 皇位につく資格は基本的人権に含まれていないから資格を男系男子に限っても差別に該当しないという日本政府の理屈は、歴史的な観点から、筋が通っていません。現に、日本にはこれまで何人も女性天皇が存在しました。男系男子に限る皇室典範の規定は、日本の伝統でも文化でもありません。にもかかわらず近代においてあえて皇位につく資格を男系男子に限った背景には、明らかに女性差別的思考が存在します。
- 皇位承継の在り方は、国家の基本に関わる事項であるから、女性差別撤廃委員会において皇室典範を取り上げることは適当でないという日本政府の主張について、男女平等も国家の基本に関わる事項であり、その重要性は決して皇位承継に劣るものではありません。日本政府の主張は、女性差別を正当化するための詭弁に過ぎません。

- 国民の大半が女性天皇を容認している現状の下で、日本政府が女性差別撤廃委員会に対してこのような抗議及び措置を行うことは、国民の意に反して極めて不適切です。
- 女性差別撤廃委員会は、女性差別撤廃条約の履行を監視するために国連が設置した組織です。日本は、この条約を批准しているため、締結国として条約を真摯に履行する義務を負っています。日本政府は、女性差別撤廃委員会の勧告が、条約の履行を通じて差別を解消し、日本のジェンダー平等を進めるために出されているという認識を持ち、勧告に従って行動すべきです。
- 日本政府はこれまでも女性差別撤廃委員会からの勧告を受け容れておらず、日本は、ジェンダーギャップ指数が世界 146 か国中 118 位という低位にとどまって、世界中から女性差別を容認する国とみなされています。この委員会を日本の拠出金の使途から除外するという今回の措置は、女性差別問題に対する取り組みに後ろ向きの日本政府の姿勢をいっそう国際的に印象づける恥ずべき行為です。

以上の理由から、私たちは、今回の日本政府の女性差別撤回委員会に対する抗議及び措置の即時の撤回を強く求めます。

2025 年 2 月 1 日

平和を求め軍拡を許さない女たちの会

代表 田中優子

113-0033 東京都文京区本郷 3-18-11

TYビル 302

東京アドヴォカシー法律事務所 内

電話 03-3816-2061 FAX 03-3816-2063